

## 買受申込書

物件番号 第\_\_\_\_\_号

売払物件 \_\_\_\_\_ (品名)

申込金額 \_\_\_\_\_ 円

ただし、上記金額には車体価格、リサイクル預託金及び消費税相当額を含みます。  
別紙、条件書、誓約事項、仕様書及び公募公告に記載してある条件等について、誓約・承諾の上、  
上記売払物件の買受を申し込みます。

令和8年 月 日

分任契約担当官  
利根沼田森林管理署長 殿

買受人  
住所  
氏名  
(電話番号 : )

別紙

## 条件書

- 1 売払物件の現状について、事前に確認、納得した上で、買受けを申し込みます。
- 2 契約締結後、買受申込書で提示した契約金額を現金にて即日納付します。
- 3 契約金額の納入が確認された後、15日以内に物件の引渡しを受けます。引渡しを受けた場合は必ず引渡注意書兼物品受領書を利根沼田森林管理署長へ提出します。
- 4 物件の引渡し後は速やかに名義変更を行い、変更した旨が記載された書類を利根沼田森林管理署長へ提出します。  
また、車体に表示されている森林管理署等を明示するステッカーや文字は、速やかに消去し、消去したことを証明する写真を利根沼田森林管理署長へ提出します。  
なお、名義変更及び車体表示の消去に係る費用は買受人の負担とします。
- 5 契約締結後は、引渡し前までに、売渡人の故意又は重大な過失により損害が生じた場合を除き、売払物件の不具合等に係る費用は、買受人の負担とします。
- 6 物件引渡し前に天災その他不可抗力によって物件の損害があった場合でも異議を申しません。
- 7 物件の種類数量または品質に錯誤があった場合でも、これについて異議を述べません。
- 8 本条件を履行しないときは、この契約の一部または全部を解除されても異議を申しません。これにより契約を解除したときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付します。
- 9 その他細部については森林管理署の指示に従います。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、意義は一切申し立てしません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

#### 1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、買受け申込書の提出をもって誓約します。